

平成27年5月15日

各位

会社名 日本郵船株式会社
代表者名 代表取締役社長 内藤 忠顕
コード番号 9101
上場取引所 東証・名証各第1部
問合せ先 総務本部 会社法務専門監
千原 圭三
TEL. 03-3284-5151

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月23日開催予定の第128期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

現行定款の一部を次のとおり改めたいと存じます。

1. 定款変更の理由

(1) 従来商号の英文表記を定めていなかったものを現行定款第1条に新たに規定するものがあります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号、平成27年5月1日施行。以下、「改正法」といいます。)において、定款の定めにより業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められるようになったことに伴い、これらの取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第33条及び第43条に所要の変更を行うものであります。第33条の前記の変更を本株主総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。また、第33条と第43条の記載を揃えるため、第33条但書の読点一つを削除するものであります。

(3) 現行定款第36条第3項において、改正法により項番号が変更となるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、日本郵船株式会社と称する。 (新設)	第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、日本郵船株式会社と称する。 <u>2 英文では Nippon Yusen Kabushiki Kaisha、</u> <u>Nippon Yusen Kaisha、又は NYK Line と記す。</u>

<p>第2条～第20条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条～第32条（条文省略）</p> <p>（<u>社外</u>取締役の責任の一部免除）</p> <p>第33条 当社は、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、<u>金2,000万円</u>以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第34条～第35条（条文省略）</p> <p>（監査役の任期）</p> <p>第36条（条文省略）</p> <p>2（条文省略）</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4（条文省略）</p> <p>第37条～第42条（条文省略）</p> <p>（<u>社外</u>監査役の責任の一部免除）</p> <p>第43条 当社は、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は<u>金2,000万円</u>以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第44条～第51条（条文省略）</p>	<p>第2条～第20条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第21条～第32条（現行どおり）</p> <p>（<u>業務執行</u>取締役でない取締役の責任の一部免除）</p> <p>第33条 当社は、<u>業務執行</u>取締役でない取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は<u>金2,000万円</u>以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第34条～第35条（現行どおり）</p> <p>（監査役の任期）</p> <p>第36条（現行どおり）</p> <p>2（現行どおり）</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4（現行どおり）</p> <p>第37条～第42条（現行どおり）</p> <p>（監査役の責任の一部免除）</p> <p>第43条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は<u>金2,000万円</u>以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p>第44条～第51条（現行どおり）</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成27年6月23日（火曜日）
定款変更の効力発生日	平成27年6月23日（火曜日）

以上